

平成 29 年度外国人観光客受入体制強化事業  
「外国人観光客受入に関する実態調査」  
一般競争入札募集要綱

1. 件名

平成 29 年度 外国人観光客受入体制強化事業 外国人観光客受入に関する実態調査

2. 趣旨

この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が実施する「外国人観光客受入に関する実態調査」(以下「本業務」という。)について、一般競争入札にて委託業者を決定するための必要な事項を定めるものとする。

3. 委託内容

本一般競争入札(以下、競争入札)の委託業務内容については、別紙「業務仕様書」のとおりとする。

4. 委託期間

委託期間は契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日(土)までとする。

5. 入札参加資格

本競争入札参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれないこと。
  - ① 破産者で復権を得ない者。
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体。
- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有すること。
- (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した同様の業務内容の実績(財務規則第 100 条第 2 項第 3 号)を有すること。
- (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 本業務を受託するにあたり、応募者以外の企業、団体または個人への再委託は行わないこと。ただし、コールセンター等による回収、打込み作業、分析作業や印刷業者による印刷製本作業についてはこの限りでない。

## 6. 入札参加申込書（様式1）の提出について

入札参加希望者は下記期日までに入札参加申込書（様式1）に必要事項を記載後、原本を郵送または持込みにてOCVBへ提出しなければならない。

### （1）参加申込提出期限

期 限：平成30年1月22日（月） 17:00 まで

提出先：（一財）沖縄観光コンベンションビューロー 受入事業部 受入推進課 照屋・比嘉 宛

※提出期限を過ぎてからの参加申込は認められない。

### （2）提出書類

入札参加申込書（様式1）

## 7. 質問書（様式2）の提出について

### （1）質問書提出期限

期 限：平成30年1月18日（木） 12:00 まで

提出先：所定の様式（様式2）に質問事項を記入後、E-mail 添付にてOCVB 担当者へ質問すること。

※回答はメールにて行うものとし、企画参加事業者の全担当へ同報する。

## 8. 入札日

平成30年1月25日（木） 16:30 開始とする

## 9. 入札提出書類

提出書類は入札書（様式3）とする。

※入札者印は代表印（丸印・角印など）又は代理人として委任を受けた者の印のみ有効とする。

## 10. 入札方法

入札はOCVBが指定する入札日に所定の入札書（様式3）を入札箱に投函しなければならない。また、代理の者が入札する場合は必ず入札日同日に委任状（様式4）提出すること。入札への参加を辞退する場合は入札辞退届（様式5）を記入のうえ、必ず入札執行前に直接持参するかまたは郵送（入札の前日までに到着するものに限る）すること。

### 11. 入札場所

沖縄産業支援センター2階 203-2号室

### 12. 入札保証金及び契約保証金

免除

### 1 3. 入札書記載金額について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 1 4. 落札者の決定について

- (1) 有効な入札書を提出したものであって、OCVB会計規程第45条に基づいて作成された予定価格の制限範囲内、且つ最低制限価格以上の最低落札価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 最低価格により受注者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるため、著しく不相当であると認められるときは、当該受注者の次に低い価格をもって入札をしたものを受注者とするところがある。
- (3) 最低価格で同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。
- (4) 開札をした場合において、競争加入者のうち予定価格の制限に達した入札が無いときは、3回を限度とし、直ちに再度の入札を行う。但し、募集要綱 14.(1)に基づき、最低制限価格を下回る入札者においては、再入札の権利を得ないものとする。3回目の入札後、予定価格の制限に達した入札がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、入札金額が予定価格に最も近い競争加入者と協議の上、随意契約を結ぶものとする。
- (5) 入札をしたものは、入札後、本要綱及び仕様書等についての不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### 1 5. 入札が無効となる場合

以下の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格が無いものを行った入札。
- (2) 同一業者が行った2通以上の入札。
- (3) 入札書の記載事項に誤記載又は記入漏れがあるもの。
- (4) 提出書類に所定の押印が無いもの。

### 1 6. 業務再委託体制についての注意事項

- (1) 委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 委託業務の一部を再委託する場合には、OCVBの承認を得なければならない。
- (3) 再委託する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、OCVBに対し全ての責任を負う。
- (4) 再委託する場合には、本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。

## 17. 著作権について

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（財産権）を、OCVBに無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前にOCVBの承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVBの同意を得なければ、著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。本業務の範囲において発生する著作物に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）はOCVBに帰属するものとする。

## 18. その他留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 入札参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は入札辞退届（様式5）を提出すること。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。

## 19. 免責事項

本事業の履行において事業者間で発生した問題に対しOCVBは一切関知しない。

## 20. その他

この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

## 附則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。